

山口県報

平成25年
4月1日
(月曜日)

目 次

訓令
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）……………一
企業管理規程……………二
山口県企業局処務規程の一部を改正する管理規程……………四三

山口県訓令第十三号



山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

行 中 一 般
各 出 先 機 関
会 計 管 理 局
山 口 県 教 育 庁
各 教 育 機 関
山 口 県 警 察 本 部
各 警 察 署
山 口 県 議 会 事 務 局
山 口 県 監 査 委 員 会 事 務 局
山 口 県 人 事 委 員 会 事 務 局
山 口 県 労 働 委 員 会 事 務 局

平成二十五年四月一日

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程（昭和四十四年山口県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第十一号中「課長を」を「課長（産業戦略部にあつては、部次長）を」に改め、同条第十三号を次のように改める。

十三 副課長 組織規則第十二条第一項及び第十八条第一項に規定する副課長（産業戦略部にあつては、部次長が指定する職員）をいう。ただし、財務会計に関する事務に係る場合にあつては、予算規則第二条第五号に規定する課長又は財産規則第二条第四号に規定する課長等のうち所長以外の者を補佐する副課長（産業戦略部にあつては部次長が指定する職員、組織規則第八条第一項に規定する室にあつては室次長、議事事務局総務課にあつては課長補佐、監査委員事務局、労働委員会事務局及び人事委員会事務局にあつては事務を総括する主幹、山口県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年山口県教育委員会規則第十号）第十一条に規定する室にあつては同規則第十五条第二項に規定する室次長、警察本部警務部会計課にあつては課次長）をいうものとする。

第八条第一号中「総合政策部長」を「総務部長」に改め、同条第二号中「及び総合政策部長」を削り、同条第三号から第六号まで及び第八号中「総合政策部長」を「総務部長」に改める。

第十条第一項の表中、「（課内室）」を「（産業戦略部にあつては、部次長が指定する職員）（課内室）」に、

課長等	副課長又は室次長	を
課長等	副課長等（副課長及び室次長をいう。以下同じ。）	に、
副課長等	副課長等が指定する職員	を
課長	副課長	を
課長	副課長	に改める。

山口県知事 山本 繁太郎

昭和三十九年四月一日現在

別表第1 (第15条関係)

1 経費の支出及び契約の締結に関する事務の決裁権者

事	務	決裁権者				合議先	
		知事	副知事	部長	課長		
支出費目による区分 (イ) 報償費 (ロ) 交際費 (ハ) 需用費 (ニ) 賄材料費 (ホ) 委託料	20万円以上の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計課長	
		10万円以上20万円未満の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計課長
	20万円未満の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
		20万円以上の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計課長
	20万円未満の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計課長	
		20万円以上の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	会計課長
	物品購入管理費 (物品購入管理課長に購入する物品に係るもの) 及び 修繕料	100万円以上の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	物品管理課長
		60万円以上100万円未満の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	物品管理課長
	その他の需用費	100万円以上の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		100万円未満の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
財政課長が指定するもの	400万円以上の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	財政課長(会計管理長(会計課長経由))	
	100万円以上400万円未満の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	財政課長(会計課長)	
	100万円未満の場合	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	財政課長	

	その他のもの	400万円以上の場合					会計管理者 (会計課長 由)	
		100万円以上400万円未済の場合				○	会計課長	
(ホ) 使用料及び賃借料 (イのホ)及び(キ)に係るものを除く。)		100万円未満の場合					○	
		20万円以上100万円未済の場合				○	会計課長	
		20万円未満の場合					○	
	(カ) 公有財産購入費 県行事の執行に係るもの		7,000万円以上の場合				○	総務部長(管 財政課長及び財 政課長兼理由 者(会計課長 由))
			5,000万円以上7,000万円未済の場合				○	総務部長(管 財政課長及び財 政課長兼理由 者(会計課長 由))
			2,000万円以上5,000万円未済の場合				○	総務部長(管 財政課長及び財 政課長兼理由 者(会計課長 由))
		その他のもの				○		
		200万円未満の場合					○	
(キ) 備品購入費		200万円以上2,000万円未済の場合				○	管財課長 会計課長	
		100万円以上の場合				○	管財課長 物品管理課長	

	50万円以上/100万円未満の場合				○	会計課長 物品管理課長	
	50万円未満の場合				○		
(ウ) 負担金及び交付金	負担金及び交付金		300万円以上の場合		○	財政課長 会	
	補助金		300万円未満の場合		○		
(ク) 貸付金	県単独で 行うもの	150万円以上の場合			○	総務部長(財 政課長)管理 者(会計課長 由)	
			30万円以上/50万円未満の場合		○	財政課長 会	
	その他の もの	3,000万円以上の場 合			○	総務部長(財 政課長)管理 者(会計課長 由)	
			300万円以上3,000万 円未満の場合		○	財政課長 会	
	300万円未満の場合				○		
		300万円以上3,000万 円未満の場合		○	財政課長 会		
	(コ) 補償、補填及び賠償金	補償金及 び補填金	県工事の 執行に係 るもの	100万円以上の場合		○	
				100万円未満の場合		○	
		その他の もの	100万円以上の場合			○	総務部長(財 政課長)管理 者(会計課長 由)
				100万円未満の場合		○	財政課長 会

	200万円以上1,000万円未満の場合				○	総務部長(財政課長兼)者(会計課長兼)												
							200万円未満の場合				○	財政課長						
													200万円以上の場合				○	総務部長(財政課長兼)者(会計課長兼)
(ウ) 積立金	1,000万円以上の場合				○	総務部長(財政課長兼)者(会計課長兼)												
	1,000万円未満の場合				○	財政課長												
							200万円以上の場合				○	総務部長(財政課長兼)者(会計課長兼)						
													200万円未満の場合				○	財政課長
(セ) 寄附金	200万円以上の場合				○	総務部長(財政課長兼)者(会計課長兼)												
	/億円以上の場合				○	総務部長(財政課長兼)者(会計課長兼)												
							/1,000万円以上/億円未満の場合				○	財政課長						
													/1,000万円未満の場合				○	財政課長
(フ) 繰出金	/億円以上の場合				○	総務部長(財政課長兼)者(会計課長兼)												
	/1,000万円以上/億円未満の場合				○	財政課長												
							/1,000万円以上/億円未満の場合				○	財政課長						
													/1,000万円未満の場合				○	財政課長
(エ) 契約行為等(俱工事の執行に係るものを除く。)による区分																		
(マ) 公有財産の寄附の受納	評価額が2,000万円以上のも	○				総務部長(財政課長兼)者(会計課長兼)												
							評価額が1,000万円以上2,000万円未満のもの	○			○	総務部長(財政課長兼)者(会計課長兼)						
													評価額が200万円以上1,000万円未満のもの				○	総務部長及び財政課長(兼)

(イ) 公有財産の交換、売却及び譲与	評価額が2,000万円以上のも	○					総務部長(管財課長及び簿記課長) 監理者(簿記課長)
	評価額が1,000万円以上2,000万円未満のもの	○					総務部長(管財課長及び簿記課長) 監理者(簿記課長)
	評価額が200万円以上1,000万円未満のもの	○					総務部長(管財課長及び簿記課長) 監理者(簿記課長)
(ウ) 公有財産の貸付け(条件の変更を含む。)	評価額が200万円未満のもの	○					管財課長
	評価額が1,000万円以上のも又は年間貸付料が100万円以上のも	○					総務部長(管財課長及び簿記課長) 監理者(簿記課長)
	評価額が200万円以上1,000万円未満のもの(年間貸付料が100万円以上のもを除外。又は年間貸付料が20万円以上100万円未満のも(評価額が1,000万円以上のもを除く。))	○					管財課長 簿記課長
(エ) 公有財産の取壊し	評価額が200万円以上のも	○					総務部長(管財課長) 監理者(簿記課長)
	評価額が200万円未満のもの	○					管財課長
(オ) 公有財産の借受け	評価額が1,000万円以上のも又は年間貸付料が100万円以上のも	○					総務部長(管財課長及び簿記課長) 監理者(簿記課長)

	評価額が200万円以上、1,000万円未満のもの（年間貸借料が100万円以上のもを除外。）又は年間貸借料が200万円以上、100万円未満のもの（評価額が1,000万円以上のもを除く。）					○	管財課長 会計課長
	評価額が200万円未満及び年間貸借料が200万円未満のもの					○	管財課長
(カ) 物品の交換及び寄附の受納	評価額が1,000万円以上2,000万円未満のもの				○		総務部長（財政課長総由） 会計管理課長（物品管理長総由）
	評価額が200万円以上1,000万円未満のもの				○		総務部長（財政課長総由） 会計管理課長（物品管理長総由）
	評価額が60万円以上200万円未満のもの				○		物品管理課長
	評価額が60万円未満のもの				○		
	評価額が200万円以上のもの又は年間貸借料が100万円以上のも				○		総務部長（財政課長総由） 会計管理課長（物品管理長総由）
(キ) 物品の借入れ	評価額が60万円以上200万円未満のもの（年間貸借料が100万円以上のもを除く。）又は年間貸借料が100万円以上、100万円未満のもの（評価額が200万円以上のもを除く。）				○		物品管理課長
	評価額が60万円未満及び年間貸借料が100万円未満のもの				○		

	評価額が200万円以上のもの							総務部長(財政課長兼由)者(物品管理課長(経田))
	評価額が60万円以上200万円未満のもの							物品管理課長
ウ 県工事の執行に係る契約手続による区分	評価額が60万円未満のもの							
エ 起工	請負対象設計額が5億円以上のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が3億円以上5億円未満のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が2億円以上3億円未満のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が2億円未満のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が5億円以上のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が3億円以上5億円未満のもの	<input type="radio"/>						
イ 予定価格の決定	請負対象設計額が2億円以上3億円未満のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が2億円未満のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が5億円以上のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が3億円以上5億円未満のもの	<input type="radio"/>						
ロ 指名競争入札の参加者の指名及び随意契約の相手方の決定	請負対象設計額が5億円以上のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が3億円以上5億円未満のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が1億円以上3億円未満のもの	<input type="radio"/>						
	請負対象設計額が1億円未満のもの	<input type="radio"/>						
エ 入札の執行及び落札者の決定								

	(オ) 契約の締結	請負対象設計額が2億円以上のもの	<input type="checkbox"/>		
		請負対象設計額が2億円未満のもの	<input type="checkbox"/>		

備考 決裁権者欄の○印は、事務欄の事務の区分ごとに当該事務の決裁権者を示す。

2 その他の財務会計に関する事務の決裁権者

事 務 項	決 裁 権 者					出先機関 又は 廉	合 議 先
	知事	副知事	部長	課長	副課長		
1 地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項において「法」といふ。)集中管理に係る給与等の給与等の特例徴収等に関する事務			<input type="checkbox"/>				
2 所得税法(昭和40年法律第33号。以下この項において「法」といふ。)集中管理に係る給与等以外の給与等の源泉徴収等に関する事務			<input type="checkbox"/>				
3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下この項において「政令」といふ。)の施行に関する事務	(1) 一般競争入札の参加者の資格の決定(政令第167条の5第1項)	<input type="checkbox"/>					
	(2) 指名競争入札の参加者の資格の決定(政令第167条の1第2項)	<input type="checkbox"/>					
	(3) 監督又は検査の委託(政令第167条の15第4項)	<input type="checkbox"/>					
	(1) 臨時の出納員の任命(会計規則第9条第4項、第5項)	<input type="checkbox"/>					
4 会計規則の施行に関する事務	(2) 分任出納員等の任命(会計規則第9条第6項)	<input type="checkbox"/>					
	(3) 調査又はその変更(会計規則第19条—第24条)	<input type="checkbox"/>					
	(4) 納入の通知(会計規則第27条、第28条)	<input type="checkbox"/>					

5 物品等又は特定の債務に関する規程(平成7年山口県規則第159号。以下この項において「規 則」の施行に関する事務)	(1) 一般競争入札の公告等(規則第7条第2項)その他の規則の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(36) (1)から(35)までに掲げる事項以外の会計規則の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(35) 債権の増減額等の通知(会計規則第227条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(34) 不納欠損の処分等(会計規則第226条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(33) 債権の増減額等の通知(会計規則第227条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(32) 債権の増減額等の通知(会計規則第227条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
6 予算規則の施行に関する事務	(1) 予算見積書の作成等(予算規則第4条第1項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(2) 予算に関する説明書の原稿の作成等(予算規則第6条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(3) 歳入歳出予算執行計画書の作成等(予算規則第12条第1項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(4) 歳出予算の配当替え(予算規則第14条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						財政課長
	(5) 歳出予算の令達(予算規則第15条第1項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						財政課長
	(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の予算規則の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
7 財産規則の施行に関する事務	(1) 行政財産の取得等に関する事務を他の課長等に分掌させること等の決定等(財産規則第4条第2項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(2) 普通財産の取得等に関する事務を分掌する課長等の決定(財産規則第6条第3項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
	(3) 登記又は登録(財産規則第22条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						全での出先機関
	(4) 公有財産の引継ぎ(財産規則第24条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						

8 物品規則の施行 に関する事務	(5) 所管替 え之等 (財 産規則第 27項—第 30項)	台帳価額が200万円以上の もの	<input type="checkbox"/>						総務部 長 (管財課 長以下 この項 にお 同 じ。)	
		台帳価額が200万円未満の もの	<input type="checkbox"/>						管財課 長	
		台帳価額が200万円以上の もの	<input type="checkbox"/>							総務部 長
	(6) 行政財 産の用途 変更 規則第 28 条)	台帳価額が200万円未満の もの	<input type="checkbox"/>							管財課 長
		台帳価額が200万円未満の もの	<input type="checkbox"/>							管財課 長
	(7) 行政財 産の使用 許可 規則第 30条 第2項)	期間が30日を 超えるもの に係るもの	<input type="checkbox"/>							総務部 長
		期間が30日以内の使用に係 るもの	<input type="checkbox"/>							総務部 長
	(8) 行政財 産の使用 の許可の 変更等 (財第 32条)	期間が30日を 超える使用 に係るもの	<input type="checkbox"/>							総務部 長
		期間が30日以内の使用に係 るもの	<input type="checkbox"/>							総務部 長
	(9) 紛争の 処理 (財 産規則 第37条)		<input type="checkbox"/>							
	(10) 売払代 金等の延 納の特約 (財産規 則第39 条第2項)		<input type="checkbox"/>							
	(11) 売払代 金等の延 納の特約 をする場 合の利息 の率の特 例の認定 (財産規 則第40 条第3項)		<input type="checkbox"/>							管財課 長
			<input type="checkbox"/>							
(12) 事故の 報告 (財 産規則 第52条 第2項)		<input type="checkbox"/>								
(13) (1)か ら(12)ま でに掲げ る事項以 外の財 産規則の 施行に関 すること。		<input type="checkbox"/>								
(1) 占有動 産の物品 への物品 規則第7 条第7項)	評価額が100万円以上の もの	<input type="checkbox"/>							物品管 理課 長	
	評価額が60万円以上、100 万円未満のもの	<input type="checkbox"/>							物品管 理課 長	

(2) 公有動産に属する動産の編入(物品令第21条第1項)	評価額が100万円以上のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が60万円以上、100万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
(3) 貸付物品を返還すること(物品令第22条第1項)	評価額が100万円以上のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が60万円以上、100万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が60万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
(4) 購入等以外の方法による取得(物品令第23条第1項)	評価額が100万円以上のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が60万円以上、100万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が60万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が100万円以上のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
(5) 県外の者の施設への委託(物品令第26条)	評価額が60万円以上、100万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が60万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が60万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
(6) 物品の区分(物品令第28条第1項)	評価額が60万円以上のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が40万円以上、60万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が40万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
(7) 物品の不用(物品令第45条第1項)	評価額が2,000万円以上のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が1,000万円以上、2,000万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が200万円以上、1,000万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長
	評価額が200万円未満のもの		<input type="radio"/>						物品管理課長

(20)	自治紛争処理委員の調停の申請の取下げ (法第251条の2第2項)	<input type="checkbox"/>							
(21)	自治紛争処理委員の報告に基づく措置等 (法第251条の3第9項)	<input type="checkbox"/>							
(22)	国の関与に関する訴えの提起 (法第251条の5第1項)	<input type="checkbox"/>							
(23)	協議会の設置 (法第252条の2第1項)	<input type="checkbox"/>							
(24)	協議会を設けた旨の届出 (法第252条の2第2項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(25)	事務の委託 (法第252条の4第1項、第2項)	<input type="checkbox"/>							
(26)	条例による事務処理の特例に係る協議 (法第252条の17の2第2項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(27)	条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務の処理についての是正の要求 (法第252条の17の4第1項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(28)	所管知事の決定の協議 (法第253条第1項)	<input type="checkbox"/>							
(29)	一部事務組合の設立 (法第284条第2項)	<input type="checkbox"/>							
(30)	一部事務組合の設立の許可の申請 (法第284条第2項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(31)	一部事務組合の解散の届出 (法第288条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(32)	一部事務組合の経費の分賦に関する異議の申出 (法第291条第1項)	<input type="checkbox"/>							
(33)	地方開発事業団の設置 (法第296条第1項)	<input type="checkbox"/>							
(34)	地方開発事業団の設置等の認可の申請及び規約の変更の届出 (法第296条第2項、第3項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(35)	事業計画の決定 (法第300条第1項)	<input type="checkbox"/>							
(36)	事業計画の通知及び意見聴取 (法第300条第2項、第4項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(37)	地方開発事業団の職員の任命の同意 (法第306条)	<input type="checkbox"/>							
(38)	地方開発事業団の解散の届出 (法第317条第2項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(39)	条例制定又は改廃請求代表者の資格の確認の請求 (地方自治法施行令第91条第2項) という。(以下この項において「政令」という。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
(40)	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付等 (政令第91条第2項)	<input type="checkbox"/>							

2 地方教育行政の 組織及び運営に關 する法律(昭和37 年法律第762号。 以下この項におい て「法」の施行に關 する事務)	(1) 教育委員会の意見聴取 (法第29条)	<input type="checkbox"/>							
	(43) (1)から(42)までに掲げる事項以外の法の施行に關する こと。	<input type="checkbox"/>							
3 補助金等に係る 予算の執行の適正 化に關する法律 (昭和30年法律第 179号。以下「法」 としよう。)の施行 に關する事務	(1) 申請に係る書類等の審査 (法第6条第1項) その 他の法の施行に關すること。	<input type="checkbox"/>							
	(1) 補助事業等の中止又は廃止の承認の申請 (法第7 条第1項第4号)	<input type="checkbox"/>							
4 補助金等に係る 予算の執行の適正 化に關する法律 (以下この項におい て「法」とい う。)の規定に基 づく県が受ける 補助金等に關する 事務	(2) 申請の取下げ (法第9条第1項)	<input type="checkbox"/>							
	(3) 目的に反する使用等の承認の申請 (法第22条)	<input type="checkbox"/>							
5 県の行う補助金 等(補助金、他反対給 付金をいづれか以下 この項において同 じ。)の項に關する 事務	(4) 不服の申出 (法第25条)	<input type="checkbox"/>							
	(5) (1)から(4)までに掲げる事項以外の法の規定に基 づく県が受ける国の補助金等に關すること。	<input type="checkbox"/>							
	(1) 補助金等の交付 の決定又は決定の 内容の変更	/ 件の金額が150万円以上の場合		<input type="checkbox"/>					
	(2) 補助事業等の事 業計画、経費の配 分等の変更の承認	/ 件の金額が150万円以上の場合		<input type="checkbox"/>					
		/ 件の金額が150万円未満の場合		<input type="checkbox"/>					
	(3) 補助事業等の遂行、中止その他必要な措置の命令	<input type="checkbox"/>							
	(4) 補助事業等の事業繰越しの承認	<input type="checkbox"/>							
(5) 補助金等の額の 確定及びその通知	/ 件の金額が150万円以上の場合		<input type="checkbox"/>						

// 山口県工事検査規則(昭和43年山口県規則第49号)に基づき検査職員の任命に関する事務	(1) 土木工事の検査職員の任命 契約担当者が知事である土木工事に係るもの 契約担当者が工事関係事務所長である土木工事に係るもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事関係 ダム管理 事務所			
		(2) 建築工事の検査職員の任命 完成検査に係るもの 請負対象設計額が1,000万円以上の建築工事 請負対象設計額が1,000万円未満の建築工事	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事関係 ダム管理 事務所	
			出来形に係るもの 部分払金額が1,000万円以上の建築工事 部分払金額が1,000万円未満の建築工事	<input type="checkbox"/>	工事関係 ダム管理 事務所								
			(1) 事業の準備のための立入り等(法第11条第1項、第3項) (2) あつせん申請(法第15条の2第1項) (3) 仲裁の申請(法第15条の7第1項) (4) 事業の説明(法第15条の4) (5) 事業認定の申請(法第16条) (6) 意見の照会(法第18条第2項第4号一第6号)	<input type="checkbox"/>	工事関係 ダム管理 事務所								
		12 土地収用法(昭和26年法律第217号。以下この項において「法」といふ。)土地等の収用等に関する事務	(9) 工事の施工の一時中止(中止する期間が当初の工期の2分の1に相当する期間を超える場合を除く。)及び工期の変更(規則第31条第1項、第2項)	<input type="checkbox"/>	工事関係 ダム管理 事務所								
			(10) 工期の延長(延長する期間が当初の工期の2分の1に相当する期間を超える場合は延長後の工期の終期が年度を超える場合を除く。)(規則第32条)	<input type="checkbox"/>	工事関係 ダム管理 事務所								
			(11) 臨機の措置をとらせること(規則第36条第1項)。	<input type="checkbox"/>	工事関係 ダム管理 事務所								
			(12) 工事の目的物の部分使用(規則第43条第1項)	<input type="checkbox"/>	工事関係 ダム管理 事務所								
			(13) 工事の目的物の部分使用(規則第43条第1項)	<input type="checkbox"/>	工事関係 ダム管理 事務所								
			(14) 工事の目的物の部分使用(規則第43条第1項)	<input type="checkbox"/>	工事関係 ダム管理 事務所								

	その他の職員								
	県外旅行に係るもの 非常勤職員はその変更	県内旅行に係るもの 職員等に対する旅行依頼又はその変更							
20 職員の勤務時間等に関する事務	(1) 職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する他の職員の勤務時間等に関するもの) (2) 職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する他の職員の勤務時間等に関するもの)	○	○	○	○	○	○	○	○
21 職員の服務に関する事務	(1) 職務に専念する義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和26年山口県条例第4号)第2条) (2) 他の職(別に指定する職に限る。)を兼ねることの承認(山口県職員服務規程(昭和29年山口県訓令第11号)第10条第1項第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○
22 職員に対する被服等の貸与に関する事務	(1) 被服等の貸与(山口県職員被服等貸与規則(昭和46年山口県規則第99号)第2条)その他の職員に対する被服等の貸与に関するもの (2) 被服等の貸与(山口県職員被服等貸与規則(昭和46年山口県規則第99号)第2条)その他の職員に対する被服等の貸与に関するもの	○	○	○	○	○	○	○	○
23 職員の諸手当に関する事務	(1) 職員(解である出先機関以外の出先機関の職員を含む。)の扶養親族の認定(一般職の職員の給与に関する条例(昭和36年山口県条例第2号)第9条第1項)その他の他の職員の諸手当に関するもの	○	○	○	○	○	○	○	○
24 職員等の旅費に関する事務	(1) 職員以外の者の旅費の額の決定(一般職の職員等の旅費に関する条例(昭和29年山口県条例第60号)以下この項において「条例」という。)第15条) (2) 職員等の旅費の調整(条例第32条第1項)	○	○	○	○	○	○	○	○
25 非常勤職員に関する事務	(1) 非常勤職員の報酬の額の決定(非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和28年山口県条例第52号)以下この項において「条例」という。)第1条第1項第1号及び第2号 (2) 費用弁償の額の決定(条例別表)	○	○	○	○	○	○	○	○
26 地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)以下「省令」の項において	(1) 補償の請求等に対する協力等(省令第19条第1項第2号)その他の省令の規定に基づき職員の公務災害補償に関するもの	○	○	○	○	○	○	○	○

全ての出先機関

<p>令」という。)の 規定に基づき、職員 の公務災害補償に 関する事務</p>															
<p>27 職員の健康管理 に関する事務</p>	<p>(1) 衛生管理担当者の指名 (山口県職員健康管理規程 (昭和56年山口県訓令第2号) 第9条第2項) その他の職員の健康管理に関すること。</p>														
<p>28 職員の表彰に関 する事務</p>	<p>(1) 表彰の具申 (山口県職員表彰規則 (昭和39年山口県規則第5号) 第6条) その他の職員の表彰に関すること。</p>														
<p>29 職員証に関する 事務</p>	<p>(1) 職員証の所属の証明 (山口県職員証取扱規程 (昭和32年山口県訓令第12号) 第8条第1項) その他の職員証に関すること。</p>														
<p>30 職員証章に関す る事務</p>	<p>(1) 職員証章の返納の指示 (山口県職員証章取扱規程 (昭和37年山口県訓令第13号) 第8条) その他の職員証章に関すること。</p>														
<p>31 職員の研修に関 する事務</p>	<p>(1) 部局研修実施計画の承認 (山口県職員研修規程 (昭和57年山口県訓令第6号) 以下この項において「訓令」という。) 第13条)</p> <p>(2) 派遣研修 (自治大専校研修及び海外派遣研修を除く。) の実施 (訓令第18条第1項)</p> <p>(3) 自治大専校研修又は海外派遣研修を受けさせようとする職員の推薦</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の職員の研修に関すること。</p>														
<p>32 職員の職務発明 等に関する事務</p>	<p>(1) 職務発明等の認定及び特許を受ける権利等の承継の決定 (職員職務発明等に関する規程 (平成元年山口県訓令第2号) 以下この項において「訓令」という。) 第4条第1項、第2項)</p> <p>(2) 実施補償金の支払の決定 (訓令第10条)</p> <p>(3) (1)及び(2)の認定又は決定に対する不服の申立てに對する決定及び通知 (訓令第11条)</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の職員の職務発明等に関すること。</p>														
<p>33 公営防止事業費 事業者負担法 (昭 和45年法律第33 号) 以下この項に おいて「法」とい う。事務</p>	<p>(1) 費用負担計画の決定 (法第6条第1項)</p> <p>(2) 費用負担計画の要旨の公表 (法第6条第5項)</p> <p>(3) 費用負担計画の変更 (法第8条第1項)</p> <p>(4) 事業者負担金の額の決定又は変更 (法第9条、第10条)</p> <p>(5) 共同納付の承認及び額の決定 (法第13条第1項、第2項)</p>														

とあるのは「課長」とする。事務のうち課内室において所掌される事務に対するこの表の規定の適用に
6/19の項及び37の項に掲げる事務のうち課内室において所掌される事務に対するこの表の規定の適用に
ついては、同表中「副課長等」とあるのは「課長等」とする。

別表第三の一の表(国庫補助金等)の次のとおり加える。

財	1 地方自治法(以下「法」という。)の施行に関する事務	(1) 臨時会に付議すべき事件の告示(法第102条第4項)	<input type="checkbox"/>					
		(2) 議決又は選挙に係る審査の申立て及び出訴(法第106条第5項、第7項)	<input type="checkbox"/>					
(3) 義務費及びこれに伴う収入を予算に計上すること(法第107条第3項)。	<input type="checkbox"/>							
(4) 弾力条項に基づく経費の使用の承認(法第218条第4項)	<input type="checkbox"/>							
(5) 予算の執行に関する措置の要求(法第221条第7項)	<input type="checkbox"/>							
(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>							
政	2 予算規則の施行に関する事務	(1) 予算の調製方針の決定(予算規則第3条第1項)	<input type="checkbox"/>					
		(2) 予算の調製方針の通知(予算規則第3条第2項)	<input type="checkbox"/>					
		(3) 予算の査定(予算規則第5条第1項)	<input type="checkbox"/>					
		(4) 予算の審査等及び査定結果の通知(予算規則第5条)	<input type="checkbox"/>					
		(5) 予算及び予算に関する説明書の認定(予算規則第7条)	<input type="checkbox"/>					
		(6) 準備費の充当の承認(予算規則第20条第2項)	充当額が100万円以上の場合	<input type="checkbox"/>				
			充当額が100万円未満の場合	<input type="checkbox"/>				
(7) (1)から(6)までに掲げる事項以外の予算規則の施行に関すること。	<input type="checkbox"/>							
課	3 地方交付税法(昭和25年法律第211号。以下この項において「法」という。)の規定に基づいての地方交付税に関する事務	(1) 地方交付税の算定に関する資料の提出(法第5条第7項)	<input type="checkbox"/>					
		(2) 地方交付税の額に関する審査の申立て(法第18条第7項)	<input type="checkbox"/>					
		(3) 超過額の返還に関する意見の申出、文書の記載事項の周知及び異議の申出(法第9条第2項、第6項、第7項)	<input type="checkbox"/>					

財	4 当せん金付証券の発行(昭和三十二年法律第144号以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(4) 衡平又は公正を欠くものがある旨の申出(法第20条第2項)							
		(5) 交付税の額の減額又は返還の請求についての弁明(法第20条の2第4項)							
政	5 地方公営企業法律の項(昭和27年法律第292号。以下この項において「法」という。)が経営する地方公営企業(以下この項において「公営企業」という。)に関する事務	(1) 公営企業の業務の執行についての指示(法第16条)							
		(2) 公営企業の予算の調製(法第24条第2項)							
課	6 地方行政連絡会議(昭和40年法律第38号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(3) 公営企業に係る弾力条項に基づく経費の使用の承認(法第24条第3項)							
		(4) 金融機関の指定についての同意(法第27条)							
課	7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(5) 公営企業の経営に関する事項の報告(法第40条の3第2項)							
		(6) (1)から(5)までに掲げる事項以外の法の規定に基づき公営企業の予算に関すること。							
課	7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 資料の提出等(法第6条第1項)							
		(2) 地方行政連絡会議の連絡事項及び協議事項の決定							
課	7 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すること(法第3条第1項)。							
		(2) 資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付すること(法第22条第1項)。							

第3条第3項の2の表を第3条第3項の表に「地域振興部」を「総合企画部」に改め、同表第3項の表の第3項の4の欄に「加」を。

政策企画課	1 県の総合的な政策の企画及び調整に関する事務	(1) 県の総合的な政策の決定							
		(2) 県の総合的な政策の企画に関する調整							
課	2 県の総合計画に関する事務	(3) 県の総合的な政策の進行状況の管理							
		(1) 県の総合計画の策定							

国際課	/ 国際交流の推進に関する事務	(1) 海外の国又は地域との交流に関する協定等の締結	<input type="checkbox"/>							
		(2) (1)に掲げる事項以外の国際交流の推進に関すること。				<input type="checkbox"/>				
旅券センター	/ 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 旅券の交付(法第7条第1項)その他の法の施行に関すること。					<input type="checkbox"/>			
スポーツ推進課	/ スポーツ基本法(平成23年法律第78号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務	(1) 地方スポーツ推進計画の策定(法第10条第1項)	<input type="checkbox"/>							
		(2) 教育委員会の意見聴取(法第10条第2項)				<input type="checkbox"/>				
		(1) 国民体育大会に出場する選手及び監督の委嘱	<input type="checkbox"/>							
		(2) 県体育大会の役員等の委嘱				<input type="checkbox"/>				
文化振興課	/ 地域文化の振興に係る施策の企画及び総合調整に関する事務	(1) 地域文化の振興に関する基本的施策の決定	<input type="checkbox"/>							
		(2) 地域文化の振興に係る施策の企画、推進及び調整				<input type="checkbox"/>				
		課長が特に重要と認めるもの以外のもの					<input type="checkbox"/>			
		課長が特に重要と認めるもの以外のもの						<input type="checkbox"/>		
県史編さん室	/ 県史の編さんに関する総合調整に関する事務	(1) 県史の編さんに関する基本的施策の決定	<input type="checkbox"/>							
		(2) 県史の編さんに関する企画及び総合調整に関すること。				<input type="checkbox"/>				
		室長が特に重要と認めるもの以外のもの					<input type="checkbox"/>			

別添録三の三の表を別添録三のこの表と同じく、回表の次に次の一表を加える。

3 産業戦略部において所掌される事務の決裁権者

課種	事類	事項	決裁権者				出先機関
			知事	副知事	部長	課長	
/ 産業に関する総合的な政策の企画及び推進に関する事務		(1) 産業に関する総合的な政策の決定	<input type="checkbox"/>				
		(2) 産業に関する総合的な政策の企画に関する調整		<input type="checkbox"/>			

観	3 通訳案内士法(昭和24年法律第210号。以下この項において「法上」という。)の施行に関する事務	(1) 通訳案内士に対する懲戒の処分(法第33条第1項)							
		(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。							
光	4 国際観光ホテル整備法(昭和42年法律第279号。以下この項において「法上」という。)の施行に関する事務	(1) 施設の維持に係る指示(法第12条第2項)							
		(2) 遵守事項に係る指示(法第13条第2項)							
振	5 物産の振興に関する事務	(3) 報告の徴収及び立入検査(法第44条第1項、第3項)							
		(1) 物産展等への参加基本計画の作成							
興	6 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和49年法律第57号。以下この項において「法上」という。)の施行に関する事務	(2) (1)に掲げる事項以外の物産の振興に関すること。							
		(1) 伝統的工芸品の指定申出書の送付(法第2条第3項)							
課		(2) 振興計画に係る認定申請書の送付(法第4条第2項)							
		(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。							
交	1 総合的な交通運輸に係る施策の企画及び総合調整に関する事務	(1) 総合的な交通運輸に関する基本的施策の決定							
		(2) 総合的な交通運輸に係る施策の企画、推進及び調整							
通		課長が特に重要と認めるもの以外のもの							
		(1) 離島航路対策の基本方針の策定							
政	2 離島航路の整備に関する事務	(2) 補助航路の決定に係る推薦及び県の指定航路の指定							
策									

別表第三の6の表を行政政策課の昭四〇の昭四二中「第7条第3項」を「第7条第5項」に改め、別表第三の7の表を行政政策課の昭四三の昭四四に改め、

10 漁業災害補償法(昭和39年法律第153号。以下この項において「法上」という。)の施行に関する事務	(1) 報告の徴収(法第68条)								
	(2) 請求検査及び臨時検査(法第69条、第71条)								
	(3) 措置命令及び監督命令(法第72条、第73条)								
	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。								
// 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)	(1) 農業振興地域整備基本方針の作成及び変更(法第4条第1項、第5条第1項)								

以下この項において「法」という。この項においての「法」という。務	(2) 農業振興地域の指定 (法第 6 条第 1 項)									
	(3) 農業振興地域の区域の変更等 (法第 7 条第 1 項)									
	(4) 農業振興地域整備計画の協議等 (法第 8 条第 4 項)	全体見直しに係るもの								
		その他の見直しに係るもの								
	(5) 農業振興地域整備計画の策定、変更等 (法第 9 条第 1 項、第 3 条)									
	(6) 交換分合計画の認可 (法第 3 条の 2 第 3 項)									
	(7) 土地利用に係る調停 (法第 5 条第 2 項)									
	(8) 開発行為の中止等の命令 (法第 5 条の 3)									
	(9) 農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等 (法第 5 条の 4)									
	(10) (1)から(9)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。									
1/2 農地法 (昭和 27 年法律第 229 号。以下この項において「法」という。務	(1) 農地の転用の許可 (法第 4 条第 1 項)	面積が 2 万平方メートルを超える農地に係るもの								
		面積が 2 万平方メートル以下の農地に係るもの								
2/2 農地等の転用のための所有権等の移転等の許可 (法第 5 条第 1 項)	面積が 2 万平方メートルを超える農地等に係るもの	面積が 2 万平方メートル以下の農地等に係るもの								
		面積が 2 万平方メートル以下の農地等に係るもの								
3/3 農業委員会等に関する法律 (昭和 26 年法律第 88 号。以下こ	(3) 所有権の移転等に関する調停 (法第 36 条第 2 項)									
	(4) 特定利用権の設定に関する裁定 (法第 39 条第 1 項)									
	(5) 遊休農地を利用する権利の設定に関する裁定 (法第 43 条第 2 項において準用する法第 39 条第 1 項)									
	(6) 違反転用に対する処分 (法第 51 条第 1 項)									
	(7) (1)から(6)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。									
	(1) 農業会議の会則の変更の認可 (法第 45 条第 2 項)									

の項において「法」といふ。の施行に関する事務	(2) 法令等の違反に対する措置の命令 (法第54条)						
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。						
	(1) 基本方針の策定・変更等 (法第3条第1項、第6項、第7項)						
14 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号。以下この項において「法」といふ。)の施行に関する事務	(2) 交換分会計画の認可 (法第5条第2項)						
	(3) (1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。						
	(1) 貸付金の限度額を超えることの承認の申請 (法第2条第3項第1号)						

別表第三の7の表流通企画画の途中「流通企画画」を「企画流通課」に改め、9の項を17の項とし、2の項から8の項までを8項すじ繰り下げ、1の項を9の項とし、同項の前に次のように加える。

1 農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号。以下この項において「法」といふ。)の施行に関する事務	(1) 貸付金の限度額を超えることの承認の申請 (法第2条第3項第1号)						
	(2) (1)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。						
2 農業改良資金融通法(昭和37年法律第102号。以下この項において「法」といふ。)の施行に関する事務	(1) 貸付資格の認定 (法第6条) その他の法の施行に関すること。						
	(1) 特別被害地域の指定 (法第2条第5項)						
3 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和30年法律第36号。以下この項において「法」といふ。)の施行に関する事務	(2) 加算金等の減免(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基く補助及び損失補償に関する条例(昭和37年山口県条例第26号。以下この項において「条例」といふ。)第7条第3項)						
	(3) 他の補助金の一時停止等(条例第8条)						
	(4) (1)から(3)までに掲げる事項以外の法の施行に関すること。						
	(1) 貸付資格の認定 (法第7条第1項)						
4 林業・木材産業改善資金助成法(昭和57年法律第42号。以下この項において「法」といふ。)の施行に関する事務	貸付金の額が300万円未満のもの						
	貸付金の額が300万円以上						
	(2) 事務の委託 (法第14条第1項)						
(3) 貸付金等の未貸付額等の繰付 (法第16条)							

平成二十五年四月一日印刷
発行

発行所

山口県知事庁

副課長	副課長が指定する職員
-----	------------

第三十三条第四号中「丙」を「丙₁」に改め、同条に次の一号を加える。

五 前各号に規定する者以外の決裁権者の専決すべきもの
丙₂

別表第一各課共通の部中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から19の項までを一項ずつ繰り上げ、20の項を削り、21の項を19の項とし、22の項から25の項までを二項ずつ繰り上げ、26の項を削る。

附則

この管理規程は、平成二十五年四月一日から施行する。